

## 別紙 1

(都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関する事業に係る運用)

### 第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の ( 2 ) の ① に掲げる都市農村共生・対流及び地域活性化対策の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第 2 事業内容等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関する事業は、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、振興交付金の交付を受けるための選定要件等は別表に定めるものとする。

#### 1 地域資源活用対策

- ( 1 ) アドバイザーを活用したワークショップ等を開催し、地域の活動計画を作成する取組
- ( 2 ) 中山間地域又は平場農業地域を中心に取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、幅広い世代を対象とした農山漁村の有する地域資源を活用した体験教育、「農」を活用した健康づくり、農林水産物の地域内での販売消費・循環、地域の提案の具現化その他の農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動

#### 2 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動の推進のため、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組

#### 3 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等を行う取組

### 第 3 事業実施期間

各事業の実施期間は、原則として、次の期間を上限とする。

#### 1 地域資源活用対策

- ( 1 ) 第 2 の 1 の ( 1 ) 及び ( 2 ) の取組を実施する場合にあっては、5 年間とする。

ただし、第2の1の(1)の取組については、事業開始年度の1年間とする。

(2) 第2の1の(2)の取組のみ実施する場合には、2年間とする。

## 2 人材活用対策

3年間とする。

ただし、地域資源活用対策の実施期間中に事業を開始し、かつ、地域資源活用対策の事業開始年度から起算して3年以内に完了することとする。

## 3 広域ネットワーク推進対策

1年間とする。

# 第4 事業の公募

地方農政局長（別表の1、2及び3の(1)の事業にあつては、事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、別表の3の(2)の事業にあつては、農村振興局長。以下「地方農政局長等」という。）は、都市農村共生・対流及び地域活性化対策（別表の3の(1)の事業を除く。）について、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

# 第5 事業実施の手続

1 第2の1及び2の事業にあつては、事業実施主体は、第2の1の事業の開始年度において、別紙2に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、実施要綱第3に定める農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、実施要綱第4に定める事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2 第2の3の事業にあつては、事業実施主体は、別紙2に定めるところにより、振興推進計画を策定し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

## 3 農山漁村振興推進計画策定の留意事項

第2の1及び2の事業にあつては、振興推進計画の策定に当たり、次の各号に留意するものとする。

(1) 振興推進計画には、振興推進計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標）を定めること。

- (2) 振興推進計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- 4 事業実施主体は、以下により事業実施計画を策定するものとする。
  - (1) 第2の1及び2の事業にあつては、第2の1の事業の開始年度において、別紙2に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
  - (2) 第2の3の事業にあつては、別紙2に定めるところにより、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 5 地方農政局長等は、1から4までにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- 6 第2の1及び2の事業にあつては、事業実施主体は、第2の1の事業の開始年度の翌年度以降において、毎年度、別紙2に定めるところにより、年度別事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 7 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、5により承認した振興推進計画及び事業実施計画並びに6により提出された年度別事業実施計画について、別紙2に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 8 別紙2に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、1から5までに準じて承認等を行うものとする。

## 第6 助成

国は、予算の範囲内で、別紙2に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

## 第7 完了報告

事業実施主体は、第5の5により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙2に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 事業実施結果の評価

- 1 第2の1及び2の事業にあつては、事業実施主体は、別紙2に定めるところにより、その開始年度から起算して3年目（第2の1の（1）の

取組を実施する場合は5年目)の年度である目標年度までの毎年度、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、別紙2に定めるところにより、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を公表するものとする。また、地方農政局長等(農村振興局長を除く。)は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するに当たり、別紙2に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。

別表

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 地域資源活用対策	<p>住民が主体となった地域の活動計画の策定</p> <p>(1) 活動計画策定</p> <p>①ワークショップ開催 地域住民間で徹底した話し合いを行う際の、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネーターするワークショップの開催</p> <p>②先進地視察・セミナー参加 地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地視察並びにセミナー参加</p> <p>③活動計画の策定 ①及び②の取組を踏まえ、地域の将来像を構想するために必要な活動計画策定</p> <p>中山間地域又は平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、幅広い世代を対象とした農山漁村の有する地域資源を活用した体験教育、「農」を活用した健康づくり、農林水産物の地域内での販売消費・循環、地域の提案の具現化その他の農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動</p>	<p>別紙2に定める協定を定めた団体であり、かつ、別に定める公募要領により応募した団体の中から選定されたものとする。</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体となる団体の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(2) 農山漁村の集落営農組織等が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>(3) 自立的・発展的な取組であって、地域の維持・活性化に対する効果が見込まれること。</p> <p>(4) 具体的な事業内容欄の(2)から(7)までの取組を併せて実施すること。</p> <p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(5) 別紙2に定める協定を定めた団体の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(6) 農山漁村の集落(これに準じる組織・団体を含む。)が取組の中心的役割を担うこと。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 助成額の上限は、1事業実施主体当たり300万円を上限とし、具体的な事業内容欄の(2)から(7)までの取組及び事項の2の事業と合わせて800万円を上限とする。ただし、具体的な事業内容欄の(2)から(7)までの取組については、事業開始年度の翌年度以降、毎年度減額していくものとする。</p> <p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(3) 交付率は、定額とする。</p> <p>(4) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり800万円とする。ただし、具体的な事業内容の欄の(3)を主たる取</p>

- (2) 子ども農山漁村交流  
農林漁業体験等のために児童生徒を農山漁村へ受け入れるに当たり、教育効果を高めるための体験プログラムの考案、受入側関係者への安全管理マニュアルの徹底等、農林漁業体験の児童生徒及び教員の満足度を高める取組
- (3) 農山漁村における農林水産物の販売・加工  
農山漁村地域の農林水産物を、地域内で販売消費・循環させる取組
- (4) 農山漁村への定住促進  
農山漁村における農業体験モニターツアー、農園付き移住居住体験などを進める体制づくり、就労体験ツアープログラム等の作成やそのPR等、農山漁村に定住する契機となるための取組
- (5) 農山漁村の「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム  
農山漁村において行う地域の食と農や農村環境の魅力を活かした体験プログラム作りや関係農家を含む域内関係者の取りまとめ、受入体制構築等、農山漁村を訪問する旅行者の満足度を高める取組
- (6) 農山漁村の地域資源と福祉を活用した「農」の取組支援  
高齢化が進む農山漁村において、農業に関心がある障がい者を受け入れ、農業スキルを効果的に習得するための研修ツールの作成、作物の栽培方法やスケジュール

- (7) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。
- (8) 自立的・発展的な取組であって、効果が見込まれること。
- (9) 具体的な事業内容の欄の(6)の取組を実施する場合は、医療・福祉関係の団体又は法人が事業実施主体の構成員であること又は事業実施主体と連携していること。

組として事業を  
施し、事務所が  
の、事務所が  
要件の、事務  
在当す、の、  
はサ、の、  
該当す、1以  
農業集落(農  
センサス規則  
和44年農林省  
9号)第2条第  
に定める農業  
以下「農業集  
という。)が、  
資源の活用、  
年齢農業者等  
把握及び高齢  
者等の知恵や  
を活かした活  
試行などにつ  
その周辺の農  
落と連携した  
東日本大震災  
の財政援助及  
成に関する法  
平成23年法律  
第2条第3項  
に規定する特  
定区域(以下  
「特定被災区  
域」という。)  
に事業実施主  
主たる事務所  
在し(東日本  
大震災による  
被災の一時的  
務所が移転し  
るものにあつ  
移転前の事務  
所在地を団体

ル管理方法、作付け計画等についての農業者による指導など、障がい者が農作業を円滑に行うための取組

- (7) 農山漁村の地域提案型活動  
(2) から (6) までのメニューに該当しない取組であって、地域から提案された都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する計画を具現化するためのもの

務所の所在地とみならず。この場合において、一時的に事務所が移転した先において実施した事業については、特定被災区域で実施したものとする。)、本事業を特定被災区域で実施する場合は900万円とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興

対策実施地域の全部又は一部の地域  
オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域  
カ 沖縄県振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄  
キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島  
ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島  
ケ 上記アからクまでに掲げる以外の地域にあっても、自然的、社会的、経済的条件又は地域的なまとまりから、併せて一体的に実施することが適当であると地方農政局長等が認める地域  
コ 高齢化率（販売農家人口のうち65歳以上の人口が占める割合）が50%以上の農業集落（ただし、農家戸

				<p>数が20戸以上の集落は除く。)または、農家戸数が10戸未満の農業集落</p> <p>サ 販売農家がいらない等の理由により高齢化率の判定ができない場合においては、総農業従事者数のうち65歳以上の人数が占める割合が50%以上(ただし、農家戸数が20戸以上の集落は除く。)又は、山村、漁村の集落において林業者、漁業者が多数を占め、農(林)業センサスデータの適用が適切ではない場合においては、当該集落の総戸数が20戸未満の集落</p>
2 人材活用対策	<p>農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動の推進のため、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組</p>	<p>本事業の事業実施主体は、事項の1の事業を実施している又は既に実施した団体、法人又は市町村とする。</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事項の1の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、事項の1の事業の事業開始年度から起算して3年以内に完了すること。</p> <p>(2) 活用する人材は、原則として、1年のうち6月以上の期間、事業実施主体と連携して、本事業に従事すること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。</p> <p>ただし、そのうち人件費に相当する額は、200万円を上限とする。</p> <p>また、研修手当の上限単価は月額14万円とする。</p>

<p>3 広域ネットワーク推進対策</p> <p>(1) 都道府県単位における取組</p> <p>(2) 全国単位における取組</p>	<p>本事業の推進に向け、都道府県単位の調査・研究、技術的指導、普及・啓発、及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組</p> <p>本事業の推進に向け、全国単位の都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信、これらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組</p>	<p>本事業の事業実施主体は、(1)の事業にあつては都道府県、(2)の事業にあつては以下に掲げる団体のうち別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体又は法人とする。</p> <p>農業協同組合  農業協同組合連合会  森林組合  森林組合連合会  生産森林組合  漁業協同組合  漁業協同組合連合会  漁業生産組合  生活協同組合  生活協同組合連合会  農業委員会ネットワーク機構  農業委員会  農地所有適格法人  社会福祉法人  特定非営利活動法人  一般社団法人又は一般財団法人  公益社団法人又は公益財団法人  特例社団法人又は特例財団法人  土地改良区  土地改良事業団体連合会  地方公共団体が出資する団体  商工会  商工会連合会  商工会議所  商工会議所連合会  観光協会</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流による地域活性化に資する事業であること。</p>	<p>交付率は定額とする。  (1)の事業の助成額の上限は、1都道府県当たり250万円とする。</p>
---	---	--	--	---

	旅行業者の組織する団体 地域住民の組織する団体 民間企業 その他農村振興局長が 特に必要と認める団体 等	
--	---	--